

千葉県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成27年3月13日

千葉県監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	小	川	智	之
同	川	岸	俊	洋

26千総総第866号
平成27年3月9日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 小川 智之 様
同 川岸 俊洋 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成25年度監査報告第1号及び第13号並びに平成26年度監査報告第7号及び第8号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>ア 歳入の収納事務委託の取りやめに係る告示を適正に行うべきもの（環境局）</p> <p>地方自治法施行令第158条第2項によると、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないとされている。また、一般的に、委託を取りやめる場合にも告示及び公表の手続きが必要であると解されている。</p> <p>しかしながら、粗大ごみ処理手数料収納業務委託については、委託を開始した旨の告示は行っていたものの、委託の一部を取りやめた旨の告示を行っていなかった。</p> <p>歳入の収納事務委託の取りやめに係る告示については、適正に行われたい。</p>	<p>歳入の収納事務委託の取りやめに係る告示については、所属長から職員に対して法令等に基づき適正に行うよう周知徹底し、以後、取りやめが発生した場合は適正に告示している。</p>
<p>ウ 督促状の送達を適正に行うべきもの（中央区役所、緑区役所）</p> <p>予算会計規則第37条第1項によると、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、一部の歳入については、債務者から納期限までに納付されなかったにもかかわらず、督促を行っていなかった。</p> <p>督促状の送達については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>督促状の送達については、予算会計規則に基づき適正に行うよう所属長から職員に対して周知徹底を図った。</p> <p>なお、調定した歳入のうち納期限を過ぎても納入されていなかったものについては、平成27年1月までに督促状により督促を行った。</p>
<p>エ つり銭資金の交付申請を行うべきもの（緑区役所）</p> <p>予算会計規則第80条第2項によると、区会計管理者、現金出納員又は区現金出納員は、つり銭資金を必要とするときは、つり銭資金交付申請書を会計管理者に提出しなければならないと</p>	<p>つり銭資金の交付申請については、規則に基づき適正に行うよう、所属長から職員に対して周知徹底するとともに、会計管理者に交付申請書を提出し、徴収嘱託員が使用するつり銭資金の交付を受けた。</p>

<p>されている。</p> <p>しかしながら、保険年金課では、徴収嘱託員による国民健康保険料の収納金があるにもかかわらず、当該用途に係るつり銭資金の交付申請が行われていなかった。</p> <p>つり銭資金の交付申請については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>(2) 支出事務</p> <p>ア 補償、補填及び賠償金の執行を適正に行うべきもの（環境局）</p> <p>決裁規程別表第1によると、補償、補填及び賠償金に係る歳出予算の執行については、その内容により、金額に応じて局長等が決裁する補償金と、金額にかかわらず局長又は区長が決裁する補填金及び賠償金とに区分して処理するものとされている。</p> <p>また、「決裁規程の運用について」（副市長依命通達）によると、決裁に至るまでの手続きにおいて、合議を要する事項については、必要に応じて担当課と事前に協議、調整することとされており、別表において、損害賠償に係る支出負担行為については、政策法務課長の合議を要するものとされている。</p> <p>しかしながら、補償、補填及び賠償金から支出された一部の経費については、法務担当部署との事前協議が行われなかったため、経費の内容が賠償金の性質を有するものであるにもかかわらず、補償金として処理されていた。</p> <p>補償、補填及び賠償金の執行については、その経費の性質の判断に際し事前協議を行うなど、規程等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>補償、補填及び賠償金の執行については、所属長から職員に対して決裁規程等に基づき、必要に応じて法務担当部署と事前協議を行うなど、適正に行うよう周知徹底した。</p>
<p>(3) 契約事務</p> <p>ア 家庭ごみに係る指定袋の保管管理を適正に行うべきもの（環境局）</p> <p>家庭ごみに係る指定袋保管管理配送業務委託については、仕様書において、受注者は、指定袋（良品）の保管管理</p>	<p>家庭ごみに係る指定袋の保管管理については、受注者から提出された報告書の確認を十分に行うよう所属長から職員に対して周知徹底</p>

<p>を適正に行うとともに、業務に伴い発生した不良品等については、指定袋の在庫数量に含まずに保管することとされている。</p> <p>また、受注者は、毎月末に指定袋保管場所在庫状況報告書（月報）により、指定袋の在庫数量や不良品等の数量を報告することとされている。</p> <p>しかしながら、当該報告書を確認したところ、受注者が、指定袋の在庫数量に不良品等の数量を含めて報告していたため、指定袋の在庫数量が確認できない状況となっていた。</p> <p>指定袋は、保管管理を委託しているとはいえ市の所有物であることから、その保管管理については、受注者から提出された報告書の確認を十分に行うとともに、適正に行うよう受注者を指導されたい。</p>	<p>底した。</p> <p>また、問題のあった報告内容に関しては、受注者から原因を聴取し、現地調査を行うとともに、指定袋の適正な保管管理を徹底するよう指導を実施した。</p> <p>その後、受注者から再発防止についての改善報告書及び修正後の指定袋保管場所在庫状況報告書（月報）の提出を受け、以後、月報記載の在庫数量と保管場所における在庫数量に相違がないことを確認している。</p>
<p>イ 業務委託に係る産業廃棄物の運搬を適正に行うべきもの（環境局）</p> <p>道路交通法第57条第1項によると、車両の運転者は、当該車両について積載重量の制限を超えて車両を運転してはならないとされており、本市が執行する工事においては、過積載による違法運転の防止の徹底を図るため、特記仕様書に受注者が遵守すべき事項を明記するなど、所要の対策が講じられている。</p> <p>しかしながら、園生町地下水浄化施設撤去委託においては、発生したコンクリート殻等の産業廃棄物の運搬に当たり、工事に準じた過積載対策が講じられておらず、結果として、過積載が見受けられた。</p> <p>業務委託に係る産業廃棄物の運搬については、工事に準じて所要の対策を講ずるとともに、適正に行うよう受注者を指導されたい。</p>	<p>業務委託に係る産業廃棄物の運搬については、所属長から職員に対して工事に準じ適正に行うよう周知徹底した。</p> <p>また、平成26年12月契約分から、特記仕様書に過積載防止に関する事項並びに産業廃棄物の収集又は運搬に伴う運搬車両の表示及び書面の備え付けを明記し、受注者への指導の徹底を図った。</p>
<p>(4) 財産管理事務</p> <p>ア 工作物の管理を適正に行うべきもの</p>	

<p>(環境局)</p> <p>公有財産規則第15条によると、公有財産の管理については、常に現況と公有財産台帳との符号状況に留意しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、地下水汚染に係る観測井及び大気汚染測定局に附置された鉄塔の現況と公有財産台帳との符号状況を抽出して確認したところ、各工作物の現況と公有財産台帳に記載されている内容とに相違が見受けられた。</p> <p>工作物の管理については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>工作物の管理については、規則に基づき適正に行うよう所属長から職員に対して周知徹底した。</p> <p>また、所管している工作物に対して現況調査を実施し、未登録であることが判明した観測井19件及び鉄塔1件について、平成26年12月16日付けで管財課へ工作物取得通知書を提出した。</p>
<p>ウ 重要物品の照合確認を適正に行うべきもの(環境局、緑区役所)</p> <p>物品会計規則第29条第2項によると、物品管理者は、管理する備品の使用状況について、毎年度1回以上、備品明細一覧表に記載されている内容と照合して確認しなければならないとされている。</p> <p>また、当該規定に基づき、平成26年5月16日付けで会計室長が依頼した「備品の確認について」によると、物品管理者は、管理及び使用に係る備品と備品明細一覧表に記載されている内容について確認し、相違がある場合には、所定の報告をすることとされている。</p> <p>しかしながら、一部の重要物品については、実際は廃棄処分されているにもかかわらず、備品明細一覧表に記載されている内容との照合確認を行っていないため、引き続き備品明細一覧表に記載されている状況が見受けられた。</p> <p>重要物品の照合確認については、規則等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>重要物品の照合確認については、規則等に基づき適正に行うよう所属長から職員に対して周知徹底した。</p> <p>また、管理等に係る備品と備品明細一覧表に記載されている内容について照合確認を再度行い、登録内容に相違があることが判明したものについては、訂正を行った。</p>